

令和元年11月12日

石狩市教育プラン（原案）

令和元年 11 月
石狩市教育委員会

石狩市教育目標

1. 旺盛な学習意欲と行動力をもち、創造性に富む人
2. 自然や歴史を大切にし教養を高め、価値の高い文化を育てる人
3. 社会の変化に応じた識見と自己抑制力をもち、秩序ある生活をいとなむ人
4. 健康な身体と豊かな心情をもち、たくましい体力のある人
5. 自他を敬愛し、信頼と協調に支えられて、郷土の発展に貢献する人

石狩市民憲章

前章

わたしたちは、母なる川にサケがのぼる石狩の市民です。

わたしたちの石狩市は、サケとニシン文化に象徴される歴史あるまちです。

日本海に沿って南北に伸びるこのまちは、広大な森と、海や山の幸に恵まれた豊かなまちです。

世界に開かれた石狩湾新港のあるまちです。

わたしたちは、このまちの市民であることに誇りを持ち、力を合わせて新しい未来を拓くため、ここに市民憲章を定めます。

1章 ふるさとを愛し 自然をいかす 美しいまち

- ・ 花と緑にかこまれたきれいなまちにします。
- ・ 空と水と森のきれいな、うるおいのあるまちにします。
- ・ 防風林や名木をまちの宝として大切に保護します。
- ・ 日本海に沈む夕陽や美しい海岸線などの景観を大切にします。

2章 心もからだも健康で いきいき働く 元気なまち

- ・ 健康に気をつけ規則正しい生活をおくります。
- ・ ボランティア活動に進んで参加し自分をいかします。
- ・ スポーツやレクリエーションを楽しみさわやかな汗を流します。
- ・ 産業をのびし豊かで活気にみちたまちをつくります。

3章 とともに考え学びあい 未来へ向かう 文化のまち

- ・ 芸術や読書に親しみ、心を豊かにしていきます。
- ・ 進んで学ぶ意欲を持ちつづけ自分を高めます。
- ・ 歴史に学び文化や伝統を守り未来をつくります。
- ・ 文化を通して世界の人々との交流の輪を広げます。

4章 きまりを守り 安全で安心できる 住みよいまち

- ・ 明るい家庭、良い習慣を育てます。
- ・ 歩行者も運転する人も交通ルールを守ります。
- ・ いじめのない明るいまちをつくります。
- ・ 犯罪や危険のないまちをつくります。

5章 あいさがひびく あたたかい 明るいまち

- ・ 思いやりのある心を育てるまちをつくります。
- ・ 心のかよいあう福祉のまちをつくります。
- ・ 力を合わせ和やかなまちづくりに進んで参加します。
- ・ 子どもたちが希望をもって元気に育つまちにします。

自治基本条例（前文）

石狩湾に沿って南北に伸びる私たちの石狩市は、海と川と森に代表される厳しくも豊かな自然に恵まれ、先人が営々と培ってきた歴史と文化を誇り、世界に開かれた石狩湾新港を核とした活力がみなぎるまちです。

私たちは、この石狩市を地域の特色を生かしながら、市民が自立していきいきと躍動し、平和で、安全に、安心して活動できるまちとして、次の世代に引き継いでいきたいと願っています。

そのためには、まず、自治の主役である市民が、等しくまちづくりの主体として尊重される中でそれぞれの役割を認識し、積極的にまちづくりに取り組むとともに、市民と市がまちづくりに関する情報を共有し、信頼に裏打ちされた協働の関係を確立することが求められています。

まちづくりは、そこに暮らす人々がまちのあり方を選択し、実践する中で、自主的かつ自律的に進められなければなりません。全国に先駆けて行政活動への市民参加の実践を積み重ねてきた私たちは、これまでの取り組みを土台として、協働によるまちづくりをさらに確固たるものとするため、この条例を制定します。

平和都市宣言

世界の恒久平和は、人類共通の願いであり、石狩市民すべての心からの望みであります。

私たちは、世界唯一の被爆体験国として、二度と惨禍をくりかえさないよう共に誓い、全世界の人々へ戦争の根絶を訴えるとともに、人類が平和に暮らせる世界が実現されることを期待します。

私たち石狩市民は、海と川にはぐくまれた石狩の自然と豊かな郷土を大切に守り、恒久平和の実現を願い、非核三原則を守ることを誓い、ここに、石狩市が核兵器廃絶平和都市であることを宣言します。

スポーツ健康都市宣言

わたくしたち石狩市民は、石狩平野の爽やかな風と、豊かな自然の中で、スポーツと健康づくりを通じ、からだと心を鍛え、活力あふれるまちづくりをめざし、ここに「スポーツ健康都市」を宣言します。

- 1 スポーツと健康づくりに励み、たくましいからだと豊かな心を育てます。
- 1 スポーツと健康づくりに親しみ、明るくすこやかな生活をおくれます。
- 1 スポーツと健康づくりを通じて、友情と交流の輪を世界に広げます。

石狩市手話に関する基本条例（前文）

言語は、お互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものであり、人類の発展に大きく寄与してきた。

手話は、音声言語である日本語と異なる言語であり、耳が聞こえない、聞こえづらい者が、物事を考え会話をする時に使うものとして育まれてきた。

障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語として位置付けられた手話を、市民が使いやすい環境にしていくことは、市の責務であり、今こそ、その取組を進めていくことが必要である。

ここに、手話を言語として認知し、市民が手話の理解の広がりを実感できる石狩市を目指し、この条例を制定する。

目次

第1編 はじめに

第1章 石狩市教育プランについて

1 石狩市教育プランの策定について	P 1
2 プランの位置付けと施策の対象範囲	P 1
3 期間	P 1
4 点検・評価	P 1

第2章 石狩の教育の現状と課題

1 学力の状況	P 2
2 特別な支援を必要とする児童生徒の状況	P 2
3 学校施設と学校運営改善の状況	P 2
4 いじめ・不登校の状況	P 3
5 体力の状況	P 3
6 生活習慣の状況	P 3
7 家庭・地域との連携の状況	P 4
8 社会教育の状況	P 4
9 図書館サービスの状況	P 4
10 芸術・文化活動の振興と文化財の保存活用の状況	P 5

第2編 石狩の教育を推進する方向

第1章 石狩が目指す教育の基本理念と目標・方針

1 基本理念	P 6
2 石狩が進める教育の基本目標	P 7
3 基本方針	P 8

第2章 基本計画

1 プランの体系	P 10
2 求められる取組と今後の展開	P 12

【目標Ⅰ】

自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

方針1 新しい社会で生きる力の育成	P 12
方針2 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進	P 16
方針3 学びをつなぐ学校づくり	P 18

【目標Ⅱ】

思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

方針4 健やかな成長を促す取組の推進	P 21
--------------------	------

【目標Ⅲ】

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

方針5 学びを活かす地域社会の実現	P 25
方針6 ふるさとを学ぶ機会の充実	P 27

第3編 資料編 P 29

- 用語解説
- 各種データ

第1編 はじめに

第1章 石狩市教育プランについて

1 石狩市教育プランの策定について

石狩市教育委員会（以下「市教委」という。）は、「自立の精神、主体性と協働意識を持った市民を育む」ことを理念とし、「自ら学ぶ意欲を育てる教育」「思いやりと豊かな心・健やかな体を育む教育」「地域で育ち・学び・活きる教育」の3つの柱を設定した、石狩市教育プラン（前期基本計画：平成22年度～平成26年度、後期基本計画：平成27年度～令和元年度）を策定し、市民や市内小中学校、市部局などと一体となって、本市教育を推進してきました。

このたび策定する新たな石狩市教育プラン（以下「プラン」という）においても、これまでの教育理念を継承しつつ、大きく変化する社会情勢に対し、市民一人一人が主体的に社会と関わり、活力ある地域社会を創り出していくことができるように、これからの本市が目指す教育の理念や方向性を明確にし、計画的に教育施策の推進を図るものとします。

2 プランの位置付けと施策の対象範囲

(1) プランの位置付け

本プランは、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。

教育基本法（抜粋）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

(2) 施策の対象範囲

本プランにおける施策の範囲は、市教委が所管する教育施策を対象とします。

なお、他の部局が所管する施策で本プランに関係するものについては、関係部局と連携して推進します。

【関連する本市の主な計画等】

- 第5期石狩市総合計画 ○石狩市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ○石狩市教育大綱
- 図書館ビジョン ○石狩市子どもの読書活動推進計画 ○石狩市食育推進計画
- 石狩市子ども子育て支援事業計画 ○石狩市健康づくり計画 ○石狩市自殺対策行動計画

3 期間

本プランの期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 点検・評価

毎年度、プランに基づく教育施策の実施状況、効果、課題等について点検・評価を行い、その結果を翌年度以降の施策の展開に着実に反映させ、教育行政の推進に努めます。

第2章 石狩の教育の現状と課題

1 学力の状況

各校では、新しい時代に必要となる資質・能力の育成を図るため、「基礎的知識」と「学習意欲」の向上を目指して、授業構築と改善に取り組み、指導を工夫しながら進めています。

身に付けた基礎的知識を活用する中で、学んだことをより深く確かなものとしたり、知識と知識を関係付けたりすることにより、一層新たな課題の解決に向かおうとする意欲につながれると考えています。

すべての教科の基本は国語力です。しかしながら、小学校では、文における主語を捉えることや文の構成を理解したり表現の工夫を捉えたりすること、中学校では伝えたい内容や自分の考えについて根拠を明確にして書いたり話したりすることなどに課題が見られることから、基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図るとともに、「何をどのように学ぶか」の見通しと「何を学び、どのような変容があったのかを実感できる」振り返りの重視、考え伝え合う活動の充実に加え、家庭学習の取り組み方の指導の充実を図ることが必要です。

2 特別な支援を必要とする児童生徒の状況

特別な支援を必要とする子どもたちに対しては、就学前からの教育相談を実施するなど、関係機関と連携しながら早期からの途切れのない支援を行っています。また、特別支援学級*や通級*指導教室では、「個別の教育支援計画*」や「個別の指導計画*」を作成し、将来の自立と社会参加に向けた、きめ細やかな支援に活用しています。

支援を必要とする子どもたち一人一人のニーズは多様化してきており、より質の高い支援を担える人材の確保が課題となっています。今後は、これまでの取組をより充実させるとともに、専門的な知識を有し教育相談を実施できる人材を育成していく必要があります。

3 学校施設と学校運営改善の状況

新耐震基準以前に建築された学校については耐震診断を行い、耐震性に問題が確認された校舎、屋体について、平成25年度までに耐震化を終了しました。その後、石狩地区の老朽化した2つの学校給食センターを1つに集約した新センターを整備し、平成29年度から稼動しています。現在、厚田区内の小中学校を統合し、令和2年4月に義務教育学校*（厚田学園）を開校するため、旧厚田中学校敷地に校舎を建設しています。

本市の学校校舎の多くは築30年以上が経過しているため施設の状況を見極めながら長寿命化計画を策定し、校舎の適切な維持管理と機能向上を図る必要があります。また、ほとんどの家庭で洋式トイレを使用している状況や、多くの学校が避難所となることから、トイレの洋式化も改善を急ぐべき課題と認識しています。

通学路における安全対策については、「通学路交通安全プログラム*」に基づき、交通安全と防犯の視点から関係機関による合同点検を行っています。依然として危険箇所が見られることから、今後も関係機関や地域と連携を図りながら、可能な限りの安全対策を講じる必要があります。

また、教員の働き方改革を推進するため、「石狩市立学校における働き方改革推進計画」に基づき、教員が子どもと向き合う時間を確保するための改善を行っており、今後も学校と市教委が意識を共有して推進していく必要があります。

4 いじめ・不登校の状況

いじめアンケートで「嫌な思いをしたことがある」と答えたものすべてを「いじめ」と認知することで、平成30年度は認知件数が大幅に増えました。早い段階でいじめ解決に向けたスタートラインに立つことは、重大ないじめへの発展を未然に防ぐことにつながるため、積極的な認知に努めました。また、「いじめはどんなことがあっても許されないと思うか」の問いに対し「思わない」と答えた児童生徒がおり、「いじめはどんなことがあっても許されない」という意識を、全ての児童生徒が持てるような取組を行うことが重要であると認識しています。

今後も、いじめ防止基本方針に基づき、家庭や地域との連携を図るとともに、スクールカウンセラー*やスクールソーシャルワーカー*も活用して教育相談体制を充実させ、子どもたちの心のケアを図る必要があります。

不登校児童生徒への対応については、スクールソーシャルワーカーが学校を巡回する中で、不登校の兆候を初期段階で把握し学校に対応を助言するなど、早期解消に努めています。また、教育支援教室「ふらっとくらぶ」を開設し、学校復帰や社会的自立に向けた取組を行っています。

不登校を未然に防ぐための対応において、学校と家庭の連携は欠かせないことから、引き続き、一人一人の状況に応じたきめ細やかな支援に努めるとともに、不登校により、学習活動から遠ざかることがないように、継続的な働きかけが必要となります。

5 体力の状況

体力向上に関しては、子どもたちが運動を行うきっかけをどのように作っていくかが課題となっており、学校においては、1校1プランに基づく体力の向上と運動に対する興味・関心を高める指導を工夫しながら行っています。

小学校5年生と中学校2年生を対象に実施した平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査*では、小・中学校ともに男子が全国平均を上回り、女子が全国平均を下回りました。

全国平均を上回った種目数は、全8種目中、小学校男子6種目、女子2種目、中学校男子5種目、女子1種目で、特に女子の種目で全国平均を下回ったものが多く、依然として課題が見られます。

今後は、より一層体育授業や体育的活動、放課後を利用した運動機会の充実を図るとともに、全教育活動を通じて、心と体の健康の大切さについて理解を促すなど、家庭や地域との連携のもと、体力の向上と健康づくりに取り組む必要があります。

6 生活習慣の状況

近年、子どものテレビ・ゲーム・パソコン・スマートフォン等の長時間利用や朝食の欠食など、生活習慣や食習慣の乱れが懸念されています。

本市の平成31年度全国学力・学習状況調査*においても「朝食を全く食べない」と回答した子どもの割合は、中学生では減少傾向にあるものの、小学生は増加傾向にあります。

また、テレビやゲーム・パソコン・スマートフォン等の利用時間も相対的に増加傾向にあり、学習時間や睡眠時間に影響するなどの問題が生じています。

今後も、一人一人の子どもの状況に応じて、規則正しい生活習慣や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、家庭や地域と連携した取組の充実を図ることが必要です。

7 家庭・地域との連携の状況

市PTA連合会と連携し「生活リズムチェックシート」の活用や「生活習慣改善チラシ“いしかりふれあいDAY”」を作成して配布するなど、望ましい生活習慣の定着に向けた取組を行っているほか、学校と地域が一体となって「あいさつ運動」や「スクールガード」、「声かけ運動」など登下校時の子どもの安全指導を行っています。

これらの取組は、家庭での自発的な取組や、地域ボランティアの方々の支援に頼るところが多く、取組の周知・啓発や担い手の確保などが課題となっています。

今後は、これまでの取組を丁寧につけながら、新たに導入されるコミュニティ・スクール*の活動などを通じて、育てたい子ども像を学校・家庭・地域で共有し、地域の力を活かした学校運営で様々な教育活動の展開が望まれます。さらに子どもたちも自ら主体的に地域に関わり、役に立っているというやりがいを実感できるような活動を通して自己有用感を高めることも期待できます。

また、子どもたちを取り巻く問題に、福祉と教育が連携して対応し、すべての子どもが等しく学び育つための総合的な支援体制を整え、子どもたちを地域全体で支え合うことが必要です。

8 社会教育の状況

近年、自らの個性を生かし能力を高め、生涯を通じた生きがいづくりや自己実現を目指そうとする市民の学習活動に対するニーズが高度化・多様化するとともに、学習成果をボランティア活動などで社会に生かしたいという意欲が高まっています。

このような中、若年期から高齢期までの各ライフステージにおける様々な学習ニーズの把握に努めるとともに、いしかり市民カレッジなどが開催する講座などを通して、今日的課題や地域課題に対応した学習機会を提供しています。

活動の担い手の固定化や不足などの課題が見られるため、今後も、各種団体や各社会教育施設等との連携を密にし、学習情報などの共有化を図るとともに、参加者の増加につながるよう、事業内容のさらなる充実に努める必要があります。

9 図書館サービスの状況

図書館では、レファレンスサービス*（調べもの相談）をはじめ、新聞記事等データベースや国会図書館デジタル資料閲覧サービスの活用などネットワーク環境を利用し広く情報提供を行っています。

また、子どもの読書活動を推進するため、ゼロ歳児と保護者を対象とした「ブックスタート*事業」を行っています。

市民アンケートでは、図書館に来館する目的として「本の貸出」以外に「野菜等購入」「イベント参加」などが挙げられ、人々が集い交流する場としての需要も多く、日々多くの方が来館している一方で、「高齢となり、行くのが大変になった」「本を読まなくなった」など、高齢により図書館から足が遠のく実情が明らかになりました。

今後は、期待に応える蔵書の構築はもとより、各種サービスの向上に努め、市民が利用しやすい環境の整備・充実に取り組む必要があります。

10 芸術・文化活動の振興と文化財の保存活用の状況

子どもたちの「豊かな心」を醸成するため、芸術・文化に直接触れ、感動を体験する機会として「あい風コンサート・The music」や「情操教育プログラム」を行っています。

また、石狩市文化協会が中心となって、「市民文化祭」や石狩の俳句文化を継承するための「俳句のまち～いしかり～」などのイベントが開催されています。

今後も魅力あるイベントを開催し、より多くの市民が情操力を高める機会を計画的に提供していく必要があります。

文化財については、いしかり砂丘の風資料館、厚田「道の駅」、はまます郷土資料館での展示やドローンによる自然遺産の映像撮影など、保存や活用を工夫して行っています。

一方で、時代の推移などに伴い、保存・伝承が難しくなっている文化財や伝統芸能もあるため、そういったものを、できる限り後世に伝えていくことが求められています。

現在、令和2年3月をもって廃校となる石狩小学校を歴史館的機能を有する施設として利活用する検討を行っており、所蔵資料を最大限生かしながら、これまでにない新たな展示や情報発信が展開できる魅力ある施設としていくことが求められています。

第2編 石狩の教育を推進する方向

第1章 石狩が目指す教育の基本理念と目標・方針

1 基本理念

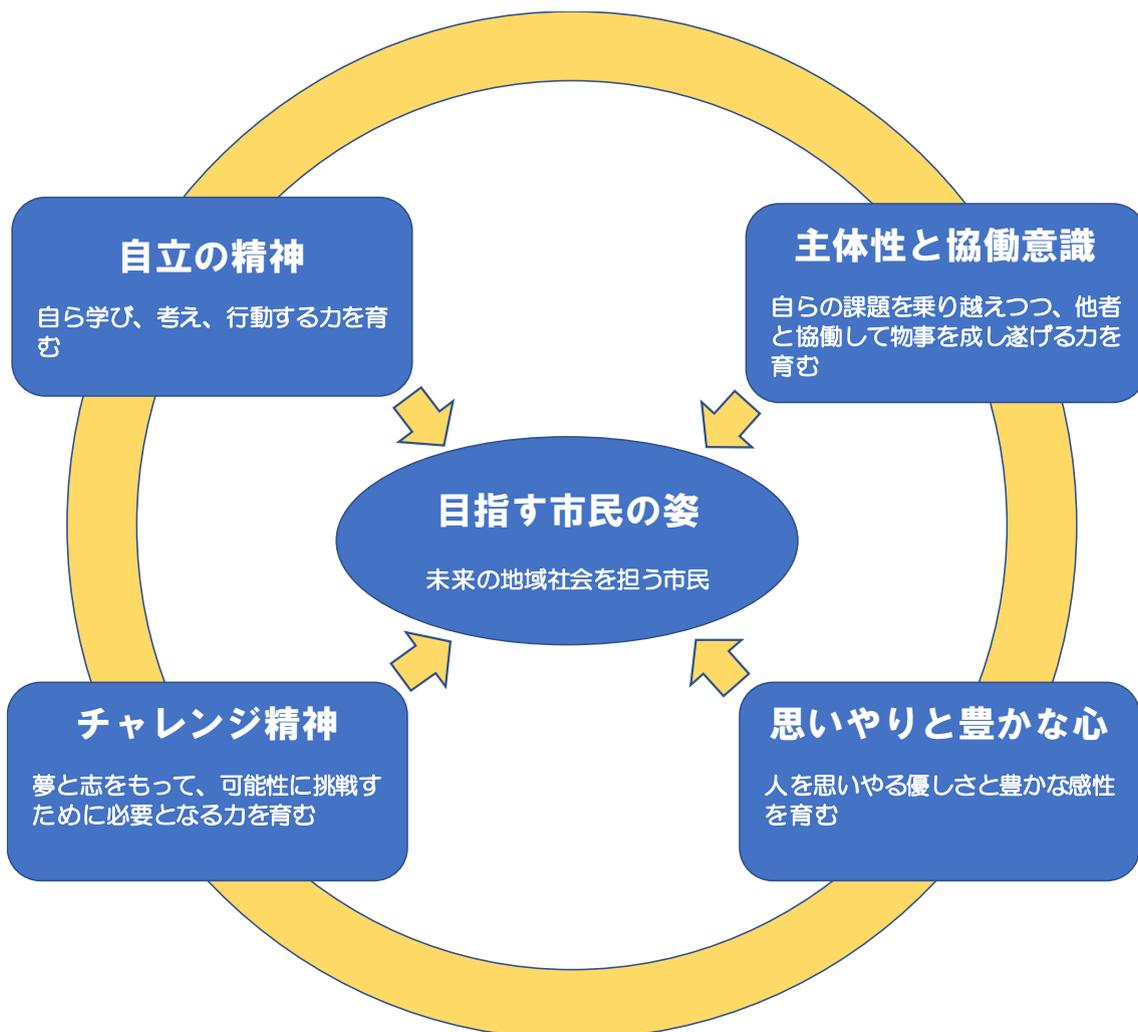
今後の社会においては、長寿化に伴う「人生100年時代」の到来への対応と、超スマート社会（Society5.0*）の実現が重要なテーマとなっており、若者から高齢者まで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会を作るため、生涯にわたって質の高い学びを重ね、それぞれの立場や分野で成長することができる環境づくりが求められます。

市民一人一人が、教育を通じて個人の資質・能力を最大限伸長し、他者と協働し、自らの感性や創造性を発揮しつつ新しい価値を創造する力を育成することが重要です。

そのために、これまでの教育理念に「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育む」ことを加えた、「自立とチャレンジの精神、主体性と協働意識を持った市民を育む」ことを今後の本市の教育理念としました。

基本理念

自ら主体性をもって学び、可能性に挑戦すること、成長することに喜びを感じ、
かつ思いやりをもって人とふれあうことに豊かさを感じ、
協働により未来の地域社会を担う市民を育む



2 石狩が進める教育の基本目標

基本理念を実現するために、今後5年間のプランにおいては、市長と市教委が一体となって進める教育の3つの基本目標と6つの基本方針を設定します。

【目標Ⅰ】

自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

明日の社会を担う子どもたちが、個性や能力を最大限に発揮しながら、自ら学び、考え、行動できる「自立した人間」として新しい時代を生き抜いていけるよう、学校、家庭、地域などの連携のもと、身に付けるべきことをしっかりと習得させることが大切です。

これまでの教育の中で育まれてきた「生きる力」や、その中で重視されてきた知・徳・体の育成の現代的な意義を改めて捉え直し、「生きて働く知識・技能の習得」「未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成」「学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力、人間性等の涵養」という3つの柱で、これからの社会に主体的に関わるために必要となる資質・能力を育成します。

【目標Ⅱ】

思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

子どもの健やかな成長のためには、豊かな心を育むことが大切です。

自然を愛し、美しいものに感動し、崇高なものに素直にこたえる豊かな心を持ち、社会の中で、他者への思いやりやコミュニケーションを図ることを通じて人間関係を築く力、一人一人が自らの課題を乗り越えつつ、他者と協働して物事を成し遂げる力を育てる教育を推進します。

さらに、体力はあらゆる活動の源であり、身体面の健康の維持と、意欲や気力といった精神面の充実が大きく関わるため、子どもの頃から、生涯にわたってたくましく生きるために必要な体力と健康に必要な知識を身に付け、健やかな体を育む教育を推進します。

【目標Ⅲ】

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

子どもから高齢者までのすべての市民が、生涯を通じて、いつでも、どこでも、自由に学びの機会を選択し、自ら学び、その成果を自発的に様々な機会で生かすことができる生涯学習社会の実現を目指すことが大切です。

個人が心豊かで充実した人生を送り、一人一人の活動が社会全体に活かされる「地域で育ち・学び・生きる教育」を推進します。

さらに、市民一人一人が、石狩の魅力を感じ、関わりを深め、愛着や誇りをもつとともに、幅広い視野で未来に向かって新しい価値を生み出す資質・能力を育む教育を推進します。

3 基本方針

方針1 新しい社会で生きる力の育成

急速に大きく変化する社会を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するため、子どもたちに主体的・対話的で深い学び*の視点からの授業を実践し、すべての学習の基盤となる資質・能力である国語力を定着させ、確かな学力を身に付けさせるとともに、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などを充実させ、新しい社会を生き抜く力を育みます。

また、手話基本条例に基づく地域独自の取組を通じて、手話が言語であることへの理解を促進するとともに、外国語教育や国際理解教育での学びと合わせて、社会には多様な言語が存在すること、それらを使用する人々や文化との共生についての理解を促進します。

方針2 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進

望ましい生活習慣の定着の基盤となる家庭教育を支援するため、子育てに不安や悩みを持つ保護者をサポートする環境の整備や情報提供を行うとともに、義務教育の9年間で持続して家庭での学習に取り組める環境づくりを学校や保護者・地域と一体となって進めます。

また、コミュニティ・スクール*を活用し、地域と学校の連携・協働を推進するとともに、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが必要な教育を受ける機会をもてるような教育環境づくりを進めます。

方針3 学びをつなぐ学校づくり

子どもたちが安心して学習活動を行う環境づくりを進めるため、学校施設の設備や情報機器などの整備を計画的に行い充実させるほか、登下校時の安全管理などの一層の充実を図るとともに、地域コミュニティの核としての学校の役割も重視しつつ、地域の特色を活かした活力ある学校づくりを進めます。

また、学びの段階間の連携と接続を地域の協力を得ながら推進し、育てたい子ども像を共有します。

方針4 健やかな成長を促す取組の推進

豊かな心や人間性、他者を思いやる心を育むため、道徳教育、ふるさと教育、読書活動などを通じて、基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、他者と協働することの重要性などへの理解を深めるほか、いじめや不登校などの未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

また、体育の授業や部活動、放課後を利用したスポーツ・遊びなどの事業を通じて、体力・運動能力の向上を図るほか、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるための食育を推進します。

方針5 学びを活かす地域社会の実現

市民一人一人の学びへの意欲を喚起し、学習を通じた地域社会の活性化を目指すため、地域の実態に即した学習環境づくりや学習成果を活用する仕組みづくりなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。

また、子どもから高齢者まで多くの人々に開かれた社会教育施設が、主体的に学び、活動しようとする人々の生涯学習の拠点となるようにサービスの充実を図るほか、市民が芸術文化に身近に接する機会を提供し、芸術文化活動を通じた市民の交流を広げます。

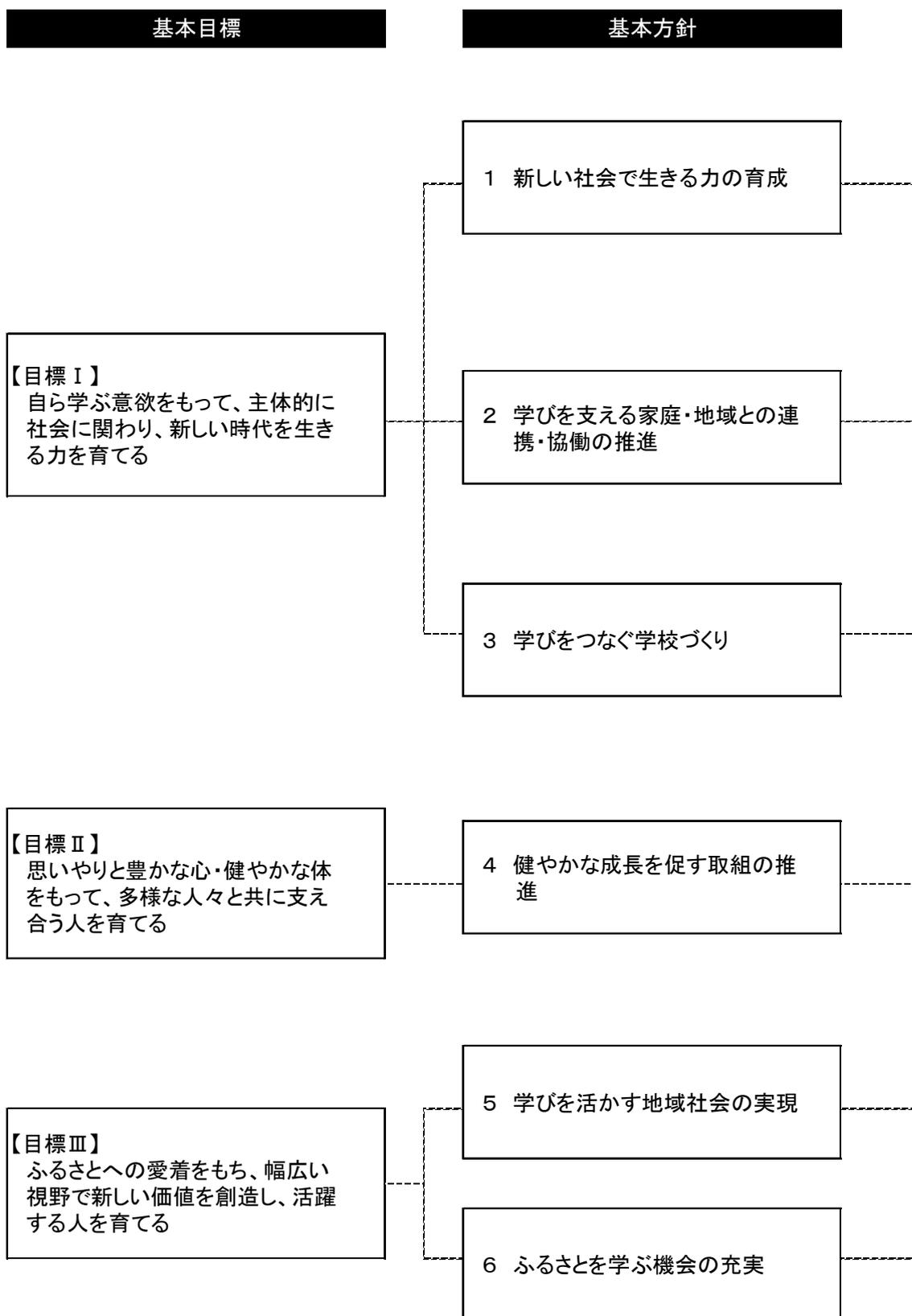
方針6 ふるさとを学ぶ機会の充実

将来、様々なステージで活躍する子どもたちがふるさと石狩への愛着と誇りをもてるように、先人、歴史、文化等を学び、伝える「ふるさと教育」を推進します。

また、文化・伝統を継承するため、文化財を適切に保護、保存し、その活用を図るとともに、ふるさとを学ぶ環境づくりや資料の充実を図ります。

第2章 基本計画

1 プランの体系



	施 策	ページ
-----	1 確かな学力の育成	P12
	2 特別支援教育の充実	P13
	3 外国語教育の充実	P13
	4 理数教育の充実	P14
	5 情報教育の充実	P14
	6 キャリア教育の充実	P15
	7 手話を通じた学びの推進	P15
-----	8 家庭教育支援の充実	P16
	9 学びのセーフティネットの構築	P17
	10 学校を核とした地域づくり	P17
-----	11 開かれた学校づくりの推進	P18
	12 学校施設・設備の整備・充実	P18
	13 安全な学校づくりを目指した環境の整備	P19
	14 学びの段階間の連携・接続の推進	P19
	15 学校運営の改善	P20
	16 学校安全教育の充実	P20
-----	17 道徳教育の充実	P21
	18 読書活動の推進	P22
	19 体験活動の推進	P22
	20 コミュニケーション能力の育成	P23
	21 いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実	P23
	22 体力・運動能力の向上	P24
	23 健康・食育の推進	P24
-----	24 生涯学習の振興	P25
	25 芸術文化活動の推進	P26
	26 図書館サービスの充実	P26
-----	27 ふるさとを学ぶ機会の充実	P27
	28 文化・自然遺産の保護・保存・活用の推進	P28

2 求められる取組と今後の展開

【目標Ⅰ】

自ら学ぶ意欲をもって、主体的に社会に関わり、新しい時代を生きる力を育てる

方針1 新しい社会で生きる力の育成

求められる取組

複雑で変化の激しい現代社会に子どもたちが主体的に関わり、よりよい社会を創っていくためには、一人一人が、基礎的・基本的な知識・技能を習得し、自ら課題を見付け、主体的によりよく問題を解決する資質や能力を他者との協働的な学習を通して育成することが求められています。

また、すべての学習の基盤となる国語において、「正確に理解し適切に表現する資質・能力」を着実に身に付け、外国語教育や理数教育などの充実につなげることが求められています。

今後の展開

「基礎的知識」「学習意欲」を向上させ、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするため、子どもたちに主体的・対話的で深い学び*の視点からの授業を実践するとともに、学力向上に向けた検証改善サイクルを確立し、学習指導の改善・充実に努めます。

また、今後も手話基本条例に基づく地域独自の取組を通じて、手話が言語であることの理解を促進するとともに、外国語教育や国際理解教育での学びと合わせて、社会には多様な言語が存在すること、それらを使用する人々や文化との共生についての理解を促進します。

施策1 確かな学力の育成

- 基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図る
- 個に応じた指導の充実を図る
- 言語活動の充実を図る
- 学習習慣の確立を図る

【主な取組】

- ・学校改善の推進
- ・「主体的・対話的で深い学び*」の視点からの授業改善
- ・定着を一層確かにする工夫「1校1プラン（学力充実）」の策定と実施
- ・情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（話す、聞く、書く、読む）
（関連施策：22P 施策18 読書活動の推進）
（関連施策：23P 施策20 コミュニケーション能力の育成）
- ・学習環境の整備（教室環境・学習習慣・集団づくり・言葉遣い）
- ・研修活動の充実・授業研究の推進
- ・授業と連動させた宿題、家庭学習の取り組み方の指導
（関連施策：16P 施策8 家庭教育支援の充実）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
1	全国学力・学習状況調査*において、「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれている」と思っている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 91.6 中3 89.5	↑
2	CRT標準学力調査*において、国語の全国平均に対する石狩市の小学5年生、中学2年生の割合	%	平成30年度実績 小5 95.0 中2 95.0	↑

※CRT標準学力調査では、上記目標と合わせて、同一母集団で前年度全国比を上回ることを目指す

施策2 特別支援教育の充実

- 一人一人のニーズに応じた途切れのない一貫した教育支援を図る
- 高い専門性に基づく特別支援教育の推進を図る

【主な取組】

- ・「個別の教育支援計画*」「個別の指導計画*」の活用
- ・早期からの連携による教育相談の充実
- ・教職員研修・講習会の充実
- ・特別支援教育支援員の養成

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
3	特別支援教育に関する研修受講者延べ人数 (教員、特別支援コーディネーター、支援ボランティア)	人	183	↑

施策3 外国語教育の充実

- 主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図る
- 英会話に繰り返し挑戦できる機会の拡充を図る
- 教員の英語力と指導力の向上を図る

【主な取組】

- ・ALT（外国語指導助手）による生きた外国語を学ぶ機会の充実
- ・外国語授業の指導力向上のための研修等の充実

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
4	CRT標準学力調査において、英語の全国平均に対する石狩市の中学2年生の割合	%	中2 95.0	↑

※CRT標準学力調査では、上記目標と合わせて、同一母集団で前年度全国比を上回ることを目指す

施策4 理数教育の充実

- 理数好きな子どもの裾野の拡大を図る
- 科学や自然に対する興味・関心を高め、科学的な思考・能力の定着を図る

【主な取組】

- ・観察・実験を重視する授業の充実
- ・普段の生活との関わりを意識した授業の充実
- ・関係機関（道研）による移動理科教室（サイエンスカー）の活用

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
5	CRT標準学力調査において、算数・数学の全国平均に対する石狩市の小学5年生、中学2年生の割合	%	平成30年度実績 小5 96.0 中2 89.0	↑
6	全国学力・学習状況調査において、「算数(数学)の授業で学習したことは、将来、役に立つ」と思っている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 90.4 中3 75.5	↑

※CRT標準学力調査では、上記目標と合わせて、同一母集団で前年度全国比を上回ることを目指す

施策5 情報教育の充実

- 教育の情報化の推進を図る
- 情報活用能力の育成を図る
- 「分かる授業づくり」を実現するため、ICT*機器の効果的活用を図る

【主な取組】

- ・電子黒板やICT機器などの情報機器の整備
- ・プログラミング的思考を育む教育活動の充実
- ・教員のICT機器活用指導力の向上を図る取組の推進

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
7	全国学力・学習状況調査において、教員が大型提示装置(電子黒板、プロジェクター)などのICTを活用した授業を1クラス当たり、ほぼ毎日行っていると回答した学校の割合	%	小 66.7 中 37.5	↑
8	全国学力・学習状況調査において、「授業でICT機器を活用したい」と思っている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 86.3 中3 73.2	↑

施策6 キャリア教育の充実

- 目標に向かって努力する態度の形成を図る
- 身のまわりの仕事や環境への関心・意欲の向上を図る
- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力である、基礎的・汎用的能力の育成を図る。

【主な取組】

- ・学ぶことと働くことの繋がりを意識した、学習・体験活動・職業体験の充実

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
9	全国学力・学習状況調査において、「将来の夢や目標を持っている」という小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 82.2 中3 72.1	↑

施策7 手話を通じた学びの推進

- ろう者（聞こえない人）への理解と、手話が言語であることの理解の促進を図る

【主な取組】

- ・小中学校への手話出前授業の実施（関連施策：21P 施策17 道徳教育の充実）
（関連施策：23P 施策20 コミュニケーション能力の育成）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
10	手話講習会等を年1回以上行った学校数	校	小 10 中 7	全校で実施

方針2 学びを支える家庭・地域との連携・協働の推進

求められる取組

子どもたちが地域への愛着をもち、目標を持って健やかに成長するためには、学校だけでなく、家庭や地域が教育の場として十分な機能を発揮し、多くの人々と関われる機会や、様々な経験を育める環境を整えることが求められています。

今後の展開

基本的な生活習慣や情操などの基礎を培う家庭教育を支援するため、家庭教育に関する適切な情報や気軽に悩みを打ち明けられる環境を整えるとともに、目指すべき子どもの姿や学校の経営方針を家庭や地域と共有したうえで、義務教育の9年間で持続して家庭での学習に取り組める環境づくりを進めます。

これまで取り組んできた学校支援地域本部*事業を通じた、学校や子どもたちへの支援を継続しながら、今後は、地域と学校が対等な関係づくりを目指し、幅広い地域住民等の参画によって、子どもたちの成長を支えるだけでなく、地域の活性化を図ります。

また、生まれ育った環境に左右されることなく、すべての子どもたちが必要な教育を受ける機会をもてるような教育環境づくりを進めます。

施策8 家庭教育支援の充実

- 子育てに不安や悩みを持つ保護者をサポートする体制の充実を図る
- 生活、学習規律、家庭学習時間等の小中でのスタンダード化を図る

【主な取組】

- ・子育て世代の包括的な支援（家庭児童相談員等の配置）
- ・子育てに関する各種講座の開催
- ・授業と連動させた宿題、家庭学習の取り組み方の指導（再掲）
（関連施策：12P 施策1 確かな学力の育成）
- ・中学校の試験期間に合わせた小学校の家庭学習強化週間の設定
（関連施策：19P 施策14 学びの段階間の連携・接続の推進）
- ・あい風寺子屋事業*による放課後学習支援の充実
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備
- ・「いしかりふれあいDAY」「生活リズムチェックシート」の活用
（スマートフォン等の使用時間、食事摂取、睡眠時間など）
（関連施策：24P 施策23 健康・食育の推進）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
11	全国学力・学習状況調査において、児童生徒に家庭での学習方法等を具体例を挙げながら伝えていると回答した学校の割合	%	小 66.7 中 37.5	↑
12	全国学力・学習状況調査において、学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たり「1時間以上」勉強(学習塾で勉強している時間や家庭教師に教わっている時間も含む)している小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 61.2 中3 56.6	↑
13	放課後児童クラブ及び放課後子ども教室等の一体的又は連携による実施箇所数	箇所	1	↑

施策9 学びのセーフティネット*の構築

- 就学に係る経済的支援の推進を図る
- 相談機能と支援体制の充実を図る
- 多様な学習機会の提供の推進を図る（子どもの居場所づくり）

【主な取組】

- ・就学援助などによる経済的支援
- ・教育（スクールソーシャルワーカー*）と福祉（家庭生活支援員*）による総合的な支援
- ・補充（放課後）学習の充実
- ・生活困窮等を要因とした、学習面での支援ニーズへの対応
- ・地域団体による子どもの居場所づくりの支援（学習支援・食事支援等）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
14	スクールソーシャルワーカー(SSW)と家庭生活支援員が相談を行った延べ件数	件	SSW 246 家庭生活支援員 1,442	↑

施策10 学校を核とした地域づくり

- 地域と学校が連携・協働して子どもたちの成長と地域づくりを図る

【主な取組】

- ・地域学校協働活動の推進
(関連施策：18P 施策11 開かれた学校づくりの推進)
- ・コミュニティ・スクール*導入による地域一体の学校運営
(関連施策：18P 施策11 開かれた学校づくりの推進)

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
15	全国学力・学習状況調査において、地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを生かして、学校の美化、登下校の見守り、学習・部活動支援、放課後支援、学校行事の運営などの保護者や地域との協働による活動を「よく行っている」と感じている学校の割合	%	小 33.3 中 25.0	↑
16	全国学力・学習状況調査において、今住んでいる地域の行事に参加している小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 59.9 中3 45.4	↑

方針3 学びをつなぐ学校づくり

求められる取組

子どもたちの学習活動の基盤となる安心安全で快適な学校施設を整備するとともに、学校と家庭と地域が一体となって地域のコミュニティの核となる学校づくりを行っていくことが求められています。

また、全国的に通学途中に子どもたちが巻き込まれる事件や事故が頻発しており、通学路等における子どもたちの安全を確保することや、健康安全面においては、食物アレルギーへの対応など、一人一人の実情に配慮したきめ細やかな対応が求められています。

今後の展開

老朽化が進んでいる学校施設の設備や情報機器などの整備を計画的に行うほか、登下校時の安全管理や安心安全な学校給食の提供などの充実を図るとともに、家庭や地域の協力を得ながら育てたい子ども像を共有し、地域の特色を活かした活力ある学校づくりを進めます。

また、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、学校運営の改善を進めます。

施策11 開かれた学校づくりの推進

- 学校評価・情報提供の推進を図る
- 家庭や地域が参画した学校運営の推進を図る

【主な取組】

- ・学校ホームページの充実
- ・コミュニティ・スクール*導入による地域一体の学校運営（再掲）
（関連施策：17P 施策10 学校を核とした地域づくり）
- ・地域学校協働活動の推進（再掲）
（関連施策：17P 施策10 学校を核とした地域づくり）

施策12 学校施設・設備の整備・充実

- 老朽化の進んだ校舎等の計画的な改修・整備を図る
- 教材教具設備・備品の整備を図る

【主な取組】

- ・学校施設長寿命化計画の策定
- ・トイレの洋式化
- ・教材教具設備・備品の整備

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
17	学校トイレ洋式化の割合	%	小 64.0 中 49.3	↑

施策 13 安全な学校づくりを目指した環境の整備

- 危機管理体制の整備を図る
- 情報セキュリティの徹底
- 通学路等における安全・防犯対策を図る

【主な取組】

- ・危機管理マニュアルの整備、適切な運用と訓練の実施
- ・情報セキュリティマニュアルの適正な運用及び教職員研修の実施
- ・通学路交通安全プログラム*に基づく、点検・対策の実施

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
18	学校の防犯カメラ設置状況	台	小 7校 中 5校	全校に設置

施策 14 学びの段階間の連携・接続の推進

- 幼児期における遊びを通した学びを、就学以降の学びにつなげる指導支援を図る
- 同一中学校区内の小学校と中学校の教育目標の共有化を図る
- 義務教育9年間を通じて、資質・能力を育むため、小中一貫教育の推進を図る

【主な取組】

- ・認定こども園*などへの情報提供
- ・保護者の幼児教育・保育等の選択の支援（子育てコンシェルジュ*の配置）
- ・保育士等の処遇改善と確保対策
- ・スタートカリキュラムの実施にかかる、幼保小の連携
- ・中一ギャップの解消を目指した小中の連携
- ・中学校の試験期間にあわせた小学校の家庭学習強化週間の設定（再掲）
(関連施策：16P 施策 8 家庭教育支援の充実)
- ・生活、学習規律、家庭学習時間等の小中でのスタンダード化
- ・校内研修への、学校間の相互参加

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
19	全国学力・学習状況調査において、近隣の中学校(小学校)と、教育課程に関する情報交換を「よく行った」と思っている学校の割合	%	小 41.7 中 25.0	↑

施策 15 学校運営の改善

- PDCAサイクルによる学校改善の推進を図る
- 教員の働き方改革の推進を図る

【主な取組】

- ・指導主事による学校訪問、学校ヒアリングの充実
- ・学校における働き方改革推進計画の実施
- ・働き方改革に関する視点を盛り込んだ「学校経営方針」や「重点目標」の設定
- ・働き方改革の実現に向けた環境整備

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和6年度 (目標)
20	一月当たりの時間外勤務時間が45時間を超える教員の割合	%	↓

※令和元年度実績は未集計。令和2年から集計を開始し、令和2年度の実績値よりも割合を下げるという指標とする。

施策 16 学校安全教育の充実

- 生活安全に関する教育の充実を図る
- 交通安全に関する教育の充実を図る
- 災害安全に関する教育の充実を図る

【主な取組】

- ・防犯教室・防犯訓練の実施
- ・交通安全教室・自転車乗車マナー教室の実施
- ・災害に応じた避難訓練の実施
- ・学校・地域・家庭での「あいさつ運動」の実施

【目標Ⅱ】

思いやりと豊かな心・健やかな体をもって、多様な人々と共に支え合う人を育てる

方針4 健やかな成長を促す取組の推進

求められる取組

子どもたちが自立した人間として他者と共により良く生きていくためには、自分らしい生き方を実現しようとする態度や他者を思いやる心、感動する心などを培うことを通して、豊かな人間性を育む取組が求められ、合わせて、物事を最後までやり遂げる姿勢や、異なる考えを持つ他者とのコミュニケーション能力を高める取組も求められています。

また、全国的に子どもたちの体力の低下や生活習慣の乱れなどが指摘されている中、自らの健康に関心を持ち、生涯にわたって心も体も健やかな生活を送ることができる資質や能力を身に付けさせることが求められています。

今後の展開

人としての生き方やあり方について考えを深め、主体的に未来を切り拓こうとする力を育むことができるよう、各教科や学校行事など様々な教育活動を通じて道徳教育の充実を図ります。また、体験活動やコミュニケーション能力の育成を通じて、自然の大切さ、他者と協働することの重要性などへの理解を深めるほか、学校とスクールソーシャルワーカー*などとの連携により、いじめや不登校の未然防止と早期発見・早期対応に取り組みます。

健やかな体づくりについては、体育の授業や部活動、放課後を利用したスポーツ・遊びなどの事業を通じて、体力・運動能力の向上を図るほか、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、学校給食を活用した食に関する指導や家庭への啓発活動の充実努めます。

施策17 道徳教育の充実

- 心の教育の充実を図る
- 人権を尊重した教育の推進を図る
- 自尊感情の醸成を図る

【主な取組】

- ・「道徳科」を基軸とした豊かな心の育成
 - ・保護者への「考え、議論する道徳*科授業」の公開
 - ・他者を思いやる心の育成
- (関連施策：23P 施策21 いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実)
- ・小中学校への手話出前授業の実施(再掲)
- (関連施策：15P 施策7 手話を通じた学びの推進)

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
21	全国学力・学習状況調査において、「自己肯定感や自尊感情が高い」と感じている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 79.3 中3 73.2	↑

施策 18 読書活動の推進

- 読書に親しみ、ものの見方、感じ方、考え方を広げ深める活動の充実を図る
- 言語活動の充実を図る（再掲）（関連施策：12P 施策 1 確かな学力の育成）

【主な取組】

- ・学校独自の取組を支援
- ・調べる学習コンクールの活用
- ・ブックスタート*、家読*（うちどく）の充実
- ・授業での市民図書館、学校図書館、学校司書*の活用
- ・情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（再掲）（話す、聞く、書く、読む）
（関連施策：12P 施策 1 確かな学力の育成）
（関連施策：23P 施策 20 コミュニケーション能力の育成）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
22	全国学力・学習状況調査において、学校の授業以外で、普段（月～金曜日）、1日当たり「10分以上」読書（教科書や参考書、漫画や雑誌は除く）をしている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 57.3 中3 45.8	↑

施策 19 体験活動の推進

- 学校や地域における、多様な体験活動の推進を図る

【主な取組】

- ・奨励プログラムの活用（環境・人権・平和・国際理解）
- ・地域の様々な人々との交流や社会体験等の充実
- ・児童館を拠点とする、子どもたちが主体的に取り組む体験活動の充実
（農村体験、けん玉チャレンジなど）

施策 20 コミュニケーション能力の育成

- 言語活動の充実を図る（再掲）（関連施策：12P 施策 1 確かな学力の育成）
- コミュニケーション能力を高める学習活動の充実を図る
- 学びに向かう力、人間性等の育成を図る

【主な取組】

- ・情報を正確に理解し適切に表現する力の育成（再掲）（話す、聞く、書く、読む）
（関連施策：12P 施策 1 確かな学力の育成）
（関連施策：22P 施策 18 読書活動の推進）
- ・実験レポートの作成や、立場や根拠を明確にして議論することなどの充実
（小中：総則、各教科等）
- ・パートナースクールや小中間交流の効果的な活用
- ・小中学校への手話出前授業の実施（再掲）
（関連施策：15P 施策 7 手話を通じた学びの推進）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
23	全国学力・学習状況調査において、「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができる」と感じている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 73.4 中3 70.4	↑

施策 21 いじめの防止や不登校児童生徒への支援の取組の充実

- 児童・生徒理解の深化と自己実現に向けた指導の充実を図る
- 教育相談体制の充実を図る
- 教職員の資質・能力の向上と学校体制の充実を図る

【主な取組】

- ・小中連携した「いじめ防止集会」の実施
- ・他者を思いやる心の育成（再掲）（関連施策：21P 施策 17 道徳教育の充実）
- ・SNS等の適切な利用についての指導
- ・いじめ等の問題行動や不登校の未然防止及び早期発見・即時対応
- ・スクールカウンセラー*・スクールソーシャルワーカー*の活用
- ・教育支援教室「ふらっとくらぶ」の活用

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
24	全国学力・学習状況調査において、「いじめはどんなことがあってもいけないことだ」と思っている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 90.8 中3 85.0	全ての児童生徒が「思う」ことを目指す
25	不登校児童生徒のうち、学校復帰やふらっとくらぶ、フリースクールなどにつなげられた割合	%	小 7.7 中 21.6	↑

施策 22 体力・運動能力の向上

○体育授業及び体育的活動の充実を図る

【主な取組】

- ・ 1校1プラン（体力）に基づく体力の育成
- ・ 新体力テストの活用
- ・ 放課後の運動奨励、部活動指導の充実（外部指導者の活用など）
- ・ レクリエーション活動の推進（関連施策：25P 施策 24 生涯学習の振興）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
26	全国体力・運動能力、運動習慣等調査*において、体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の小学校5年生、中学校2年生の値	-	小5 男子 50.6 女子 48.5 中2 男子 50.8 女子 47.9	↑

施策 23 健康・食育の推進

○健康教育を通じ、家庭と連携した基本的な生活習慣の定着を図る

○安全・安心な学校給食の充実を図る

○食に関する指導の充実を図る

【主な取組】

- ・ 関係機関と連携した健康教育の充実
(心肺蘇生講習 (AED)、薬物乱用防止、がん教育など)
- ・ 「いしかりふれあいDAY」「生活リズムチェックシート」の活用（再掲）
(スマートフォン等の使用時間、食事摂取、睡眠時間など)
(関連施策：16P 施策 8 家庭教育支援の充実)
- ・ 学校給食「いしかりデー」「いしかりウィーク」の開催
- ・ 「アレルギー明示献立」の配付、食物アレルギー対応食の提供を継続
- ・ 栄養教諭*を中心とした「食に関する指導」の実施

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
27	全国学力・学習状況調査において、毎日、同じくらいの時刻に寝ている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 76.4 中3 76.3	↑
28	全国学力・学習状況調査において、朝食を毎日食べている小学校6年生、中学校3年生の割合	%	小6 81.6 中3 76.3	↑
29	学校給食における、米及び主要な野菜の全使用量のうち石狩産食材の割合	%	54.9	↑

【目標Ⅲ】

ふるさとへの愛着をもち、幅広い視野で新しい価値を創造し、活躍する人を育てる

方針5 学びを活かす地域社会の実現

求められる取組

市民一人一人の学びへの意欲を喚起し、潤いのある生活と活力ある地域づくりを推進するために、学び続けることができる環境とその学びの成果を活かせる環境をつくること求められています。

また、社会教育施設のサービスを充実させ、何度も足を運びたいくなるような学びと憩いの空間を整えることや、市民が多く芸術文化に触れることのできる機会の提供などが求められています。

今後の展開

地域の実態に即した学習環境づくりや学習成果を活用する仕組みづくりなど、生涯学習社会の構築に向けた社会教育の充実に取り組みます。

また、社会教育施設においては、基礎的な機能の充実に加え、来館する目的ニーズの多様化に対応するサービスの充実を図るほか、市民が芸術文化に身近に接する機会の提供と、芸術文化活動を生涯にわたって続けられる環境づくりを進めます。

施策24 生涯学習の振興

- 生涯にわたる学習活動の促進を図る
- 地域の実態に即した学習環境づくりの充実を図る
- 社会教育活動を促進するための人材育成を図る
- 社会教育関係団体等への総合的な支援を図る
- 社会教育施設等の機能充実を図る

【主な取組】

- ・「いしかり市民カレッジ」「石狩シニアプラザはまなす学園」などの推進・支援
- ・公民館講座等の充実
- ・社会教育主事*・社会教育支援スタッフの確保と育成
- ・社会教育関係団体への専門的な指導・助言
- ・社会教育施設等の整備と施設の特性を活かした有効的な活用
- ・レクリエーション活動の推進（再掲）

（関連施策：24P 施策22 体力・運動能力の向上）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
30	市教委や社会教育団体が行った市民向け講座等の開催数	回	59	↑
31	社会教育主事、生涯学習アドバイザー、地域コーディネーターの人数	人	8	↑

施策 25 芸術文化活動の推進

- 芸術文化に接する機会の充実を図る
- 地域文化の振興を図る
- 情操教育の充実を図る

【主な取組】

- ・ロビーコンサートなどのイベントの継続
- ・俳句のまち～いしかり～こども俳句コンテストの継続と「俳句ガイド」の活用
- ・市民文化祭開催の支援
- ・芸術文化活動への支援
- ・各種コンクール・検定等への応募の奨励
- ・「情操教育プログラム」の開催（あい風コンサート・The music など）

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	令和元年度 (実績)	令和6年度 (目標)
32	市教委が実施する体験活動の回数(情操教育プログラムなど)	回	11	↑

施策 26 図書館サービスの充実

- 情報提供機能の充実を図る
- 市民協働によるサービスの充実を図る
- 魅力的な蔵書の充実を図る

【主な取組】

- ・司書研修等によるレファレンスサービス*（調べもの相談）の充実
- ・ボランティアによるおはなし会、DVD上映会
- ・図書館まつり、科学の祭典などのイベントの充実
- ・新刊図書の購入や適切な除籍による蔵書の充実
- ・地域の歴史や情報を伝える資料の収集・提供

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
33	市民図書館(本館)の入館者数	人	236,080	↑
34	司書研修等を行った回数	回	8	↑
35	ボランティアなどによるイベントの開催数	回	72	↑

方針6 ふるさとを学ぶ機会の充実

求められる取組

将来、様々なステージで活躍する子どもたちに、石狩の歴史、文化等をしっかりと伝え、ふるさと石狩に愛着と誇りを持てるように、「ふるさと教育」を推進していくことが求められています。

また、新たな文化財の調査や、これまでの文化資料の保護・保存を行い、適切な管理と活用を継続していくことが求められています。

今後の展開

ふるさと石狩で学び、成長してきたことを誇りに感じ、様々な地域で活躍する「いしかりっ子」が、生まれた育った場所へ戻る鮭のように「将来はふるさと石狩のために」と思えるような「ふるさと教育」を推進し、石狩の歴史、文化等をしっかりと学ぶ機会を提供します。

また、文化・伝統を継承するため、文化財を適切に保護・保存し、維持管理に努めるとともに、ふるさとを学ぶ環境づくりや資料の充実を図り、文化財に親しむ機会やふるさとを学ぶ機会を提供します。

施策27 ふるさとを学ぶ機会の充実

- 資料館等でのふるさと学習機会の充実を図る
- ふるさとを学ぶ資料の整備を図る

【主な取組】

- ・総合的な学習の時間の活用
- ・テーマ展、体験講座、野外講座などの開催
- ・市民図書館や海浜植物保護センターなどと連携した講座や展示による学習機会の提供
- ・資料館や道の駅の情報コーナーを活用した情報発信の充実
- ・地域情報誌や石狩ファイルのホームページ公開等による情報発信の充実

■ 成果指標

No.	指標の名称	単位	平成30年度 (実績)	令和6年度 (目標)
36	ふるさと学習に関する講座等の開催数	回	10	↑
37	資料館の延べ入館者数	人	2,384	↑

施策 28 文化・自然遺産の保護・保存・活用の推進

- 文化財資料、自然標本等の収集・保護・活用を図る
- 郷土研究などの活動を行っている団体等を支援し、文化財保護を図る

【主な取組】

- ・市内の特徴的な文化財の調査・把握
- ・歴史的価値のある文化資料の修復・公開
- ・自然標本の収集、標本製作と資料館等での公開
- ・文化財、標本等の整理と保存環境の充実
- ・歴史、文化、自然についての研究活動の充実
- ・紀要等による研究成果の公表
- ・郷土研究会等の市民による調査研究活動への支援
- ・石狩小学校校舎を郷土資料館として利活用するための検討

第3編 資料編（掲載イメージ） ※H31 全国学力等の数値を資料で示す予定

■用語解説

■各種データ

資料1 石狩市の児童生徒数の推移

資料2 児童生徒数・学級数

資料3 学力等の状況

3-1 全国学力・学習状況調査における全道と石狩市の平均正答率の比較

3-2 平日の学習時間 3-3 読書時間

資料4 子どもたちの生活習慣

4-1 朝食 4-2 テレビ・ゲーム・スマホ等

資料5 子どもたちの規範意識や問題行動等

5-1 自尊心 5-2 規範意識 5-3 規範意識（いじめ）

資料6 子どもたちの家庭や地域での人間関係・コミュニケーション

6-1 家庭でのコミュニケーション 6-2 地域行事への参加

6-3 地域や社会への関心

資料7 学校運営と地域

7-1 学校支援ボランティアへの参加

7-2 学校支援ボランティアの教育効果 7-3 教職員の地域活動参加

資料8 家庭・地域の教育力について

8-1 家庭の教育力 8-2 教育に関して情報を得る方法

8-3 地域の教育力

資料9 石狩市の就学援助の推移

資料10 市民図書館の状況

資料11 市内の文化財等一覧

資料12 石狩市教育委員会所管施設等

■用語解説

あ 行

あい風寺子屋事業 (P16)

学校支援地域本部事業（学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子供を育てる体制を整えることを目的として、地域の方々を中心に学校支援ボランティアにより学校を支援する事業）の一環として、放課後の児童の居場所を提供する事業

ICT (P14)

Information and Communication Technology の略。コンピュータや情報通信ネットワーク（インターネット等）などの情報コミュニケーション技術のこと。

家読（うちどく）(P22)

「家庭読書」の略語で、「家族ふれあい読書」を意味し、「朝読」（朝の読書の略）の家庭版として考えられた。家族で本を読んでコミュニケーションし、「家族の絆づくり」をすることを目的としている。

栄養教諭 (P24)

学校教育法第 37 条の規定により、児童生徒の栄養の指導をつかさどることを職務としており、栄養に関する専門性と教育に関する資質を併せ有する教育職員

か 行

学校支援地域本部 (P16)

地域住民の学習支援や登下校の安全確保などの学校支援活動を通じて、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、地域全体で学校教育活動を支援する体制

学校司書 (P22)

学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員

家庭生活支援員 (P23)

経済的な理由により十分な学習機会を得られない子どもに対し、学力向上を目的とした学習支援や、日常生活や養育などの相談支援を行うなど、子供の将来の自立に向けた包括的な支援をする相談員

考え、議論する道徳 (P21)

「特別の教科である道徳」において、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」を目指しているもの

義務教育学校 (P2)

学校教育法第 1 条に規定される「学校」で、小学校課程から中学校課程までの 9 年間の義務教育を一貫して行う学校

子育てコンシェルジュ (P19)

平成 29 年 7 月から配置。子ども医療費、児童手当、認定こども園、放課後児童クラブなどの各種手続きのほか、市内で開催される子育て関係の講座やイベントの案内、子育て支援センターや児童館、公園など、子どもが遊べる場所の案内などを行っている

個別の教育支援計画 (P2, 13)

障がいのある幼児児童生徒一人ひとりのニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下に、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、障がいのある幼児児童生徒一人ひとりについて策定した支援計画

個別の指導計画 (P2, 13)

子どもたち一人ひとりの実態に応じて、指導目標・内容・方法を明確にし、きめ細かく適切に指導するため学校等が作成する計画

コミュニティ・スクール (P4, 8, 18)

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会が任命した保護者や地域住民等により構成される「学校運営協議会」を設置している学校を指し、一定の権限と責任を持って学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べることができる制度

さ 行

CRT 標準学力検査 (P13)

教育目標への到達状況を把握する目的の学力検査で、目的基準準拠検査として標準化されている。学習指導要領に示された基礎・基本的な内容を中心として到達状況を適正に把握できる、観点別学習状況の評価、総合評定の求め方に最も合理的な手法が採用されているなどの特徴があるとされている。

社会教育主事 (P25)

社会教育活動を行う人に対して、専門的な指導・助言を行う専門的教育職員。社会教育法に規定されている。

主体的・対話的で深い学び (P8, 12)

児童生徒が各教科等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いやりや考えを基に想像したりすることに向かう過程を重視した学習

新スマート社会 (Society5.0) (P6)

①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く人類史上5番目の新しい社会

スクールカウンセラー (P3, 23)

学校において、児童生徒のいじめや不登校、生活上の悩みなどの相談に応じ、臨床心理に関する専門的な知識や技術を用いて指導・助言を行う専門家

スクールソーシャルワーカー (P3, 17, 21, 23)

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家

全国学力・学習状況調査 (P3, 13)

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善を図るとともに、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において、自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、改善を図ることを目的として国が平成19年度から実施している調査

全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (P3, 24)

子どもの体力が低下している状況にかんがみ、全国的な子どもの体力の状況を把握・分析することにより、子どもの体力の向上に係る施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、そのような取組を通じて、子どもの体力の向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、国が平成20年度から実施している調査

た 行

通学路交通安全プログラム (P2, 19)

中学生等の自転車通学の安全確保を含めた定期的な合同点検の実施や対策の改善、充実等の継続的な取組とともに、道路交通実態に応じ、警察、教育委員会、学校、道路管理者等の関係機関が連携し、通学路における交通安全を確保するための対策を市で作成したもの

通級 (P2)

通常の学級に在籍しているながら個別的な特別支援教育を受けること。

特別支援学級 (P2)

学校教育法の一部改正(平成19年4月1日施行)により、従前の「特殊学級」の名称が「特別支援学級」に変更された。

な 行

認定こども園 (P19)

幼稚園・保育所等のうち、就学前の幼児教育・保育を提供する機能及び地域における子育て支援を行う機能を備える施設

は 行

ブックスタート (P4, 22)

図書館司書やボランティア、保健師などがそれぞれの立場から、赤ちゃんと絵本を介して気持ちを通わす時間の楽しさと大切さを保護者に伝えながら、絵本や読み聞かせのアドバイスなどの入ったブックスタート・バックを無料で手渡すもの。すべての家庭において、本の読み聞かせを通じた親子のふれあいの時間を持つことができるよう、支援することを目的としている。

ま 行

学びのセーフティネット (P17)

社会を生き抜く力や未来への飛躍を実現する人材を養成するための基礎的な条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにする社会参画・自立に向けた支援をいう

ら 行

レファレンスサービス (P4, 26)

利用者から質問・相談を受けて、調査・研究のために必要な資料の紹介や、資料を探すための手助けをするサービス